

6月23日～29日は男女共同参画週間です

問い合わせ先
市民協働推進課
☎(32) 8887

男女共同参画社会基本法は

平成11年6月23日に公布・施行されました。そのため6月23日(土)からの1週間は、男女共同参画週間とされています。

男女共同参画社会とは、男性と女性がお互いを尊重しあい、家庭や職場、学校、地域等のあらゆる分野で性別にとられず、それぞれの個性と能力を発揮しながら、喜びと責任を分かち合う社会のことです。その実現のためには、皆さん一人ひとりの取組が必要です。

この機会に、男女の働き方や家庭生活について考えてみませんか。



男女共同参画が ↓ 実現した社会では…



走り出せ、性別のハードルを超えて、今

2020年夏に我が国で開催される東京オリンピック・パラリンピックは、スポーツへの関心を高める絶好の機会です。

しかし日本では、アスリートだけでなく、それに関わる指導者や競技団体の役員など、スポーツに関わるあらゆる分野で女性の人口は男性と比較して少数です。

そこで、内閣府では、スポーツに関わるあらゆる分野での女性の参画を推進し、様々なスポーツに男性も女性も親しみ、チャレンジし、活躍できるようにするためのキャッチフレーズを募集したところ、「走り出せ、性別のハードルを超えて、今」に決定しました。
(内閣府ホームページから抜粋)

パネルを展示します

男女共同参画について多くの方に考えてもらうためパネル展を開催します。ワーク・ライフ・バランスやLGBT等のパネルを展示していますので、この機会にぜひご覧ください。

■展示場所

市役所、石橋図書館、南河内図書館

■展示期間

6月29日(金)まで



昨年の様子